北上地区消防組合告示第5号

液化石油ガス貯蔵施設等の許可に対する消防長の意見書の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年9月29日

北上地区消防組合 管理者 北上市長 髙 橋 敏 彦

液化石油ガス貯蔵施設等の許可に対する消防長の意見書の交付に関する規程の一部を改正する告示

液化石油ガス貯蔵施設等の許可に対する消防長の意見書の交付に関する規程(令和2年北上地区消防組合告示第9号)の一部 を次のように改正する。

改正前				改正後		
様式第1号(第2条関係)	※整理番号※受理年月日※交付年月日		第 年 年	月月月	号 日 日	様式第1号(第2条関係) ※整理番号 第号 ※受理年月日 年月日 ※交付年月日 年月日
意見書	※ 交付年月日※ 交付番号交付申請書		第	<u>月</u>	号	※ 交付年月日 年 月 日 ※ 交付番号 第 号 意見書交付申請書
北上地区消防組合消防本部 消防長 様		年	月	F	∃	年 月 日 北上地区消防組合消防本部 消防長 様
	申請者 <u>住 所</u> <u>氏 名</u>				<u>(F)</u>	申請者 <u>住 所</u> <u>氏 名</u>

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第36条第2項又は同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく別添関係書類を添えて申請いたします。

注 ※印欄は、記入しないこと。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第36条第2項又は同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく別添関係書類を添えて申請いたします。

注 ※印欄は、記入しないこと。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。